

おおいたのでんきグリーン プラン要綱

令和7年10月1日 実施

新電力おおいた株式会社
まちづくりたけた株式会社

1 適用条件

このおおいたのでんきグリーン プラン要綱(以下「この要綱」といいます。)は、需給契約条件のおおいたのでんきB、おおいたのでんきC、おおいたのでんきK、おおいたのでんきN、おおいたのでんきJ、SUN給プラン、おおいたの低圧電力(以下「適用対象契約」といいます。)として電気の供給を受けるお客さまで、この要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 要綱の変更

- (1) 当社は、適用期間中であっても、この要綱を変更することがあります。この場合には、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
- (2) (1)の場合、当社は、要綱の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法(以下「電磁的方法」といいます。)等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせすることがあります。
- (3) お客さまは、(1)に定める要綱の変更に異議がある場合は、適用期間中であってもこの要綱による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約の申込み

お客さまが新たにこの要綱による契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

4 契約の成立

この要綱による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

5 適用期間

(1) 適用期間は、原則としてこの要綱による契約が成立した日以降の直後の検針日からその検針日が属する月の翌年同月の検針日の前日までといたします。

(2) 適用期間満了に先だってお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの適用期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。

この場合、当社は、適用期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

6 料金

各月の料金は、適用対象契約要綱もしくはその他の要綱によって料金として算定された金額に次の環境価値額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、環境価値額を申し受けません。

イ おおいたのでんきB、おおいたのでんきK、おおいたのでんきN、おおいたのでんきJ、

SUN給プランの場合

1契約につき	480円00銭
--------	---------

ロ おおいたのでんきC、おおいたの低圧電力の場合

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

7 環境価値の提供

(1) 当社は、適用対象契約における使用電力量について、FIT/非FIT再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギー電気のCO2排出量ゼロの価値を付して、当該発電設備により発電された電気を供給いたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。

(2) 当社は、この要綱による契約の実績等について、原則として電磁的方法により、毎年お客さまに、お知らせいたします。

8 契約の廃止

(1) お客さまが、この要綱による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、この要綱による契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日を含む料金の算定期間の始期に消滅したものといたします。

(2) お客さまが、適用対象契約による需給契約を廃止した場合(適用対象契約からその他の適用対象契約へ変更された場合は除きます。)は、需給契約が消滅した日を含む料金の算定期間の始期にこの要綱による契約が消滅したものといたします。

9 解約

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、この要綱による契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 1(適用条件)に定める要件を満たさない場合

ロ お客さまがその他この要綱に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。

(2) (1)により当社がこの要綱による契約を解約する場合は、当社が解約をお知らせした日を含む料金の算定期間の始期にこの要綱による契約が消滅するものといたします。

10 その他

その他の事項については、適用対象契約またはその他の要綱によるものといたします。 _